

「工事における現場環境改善費」の試行に関するQ&A

令和 3年 2月 15日 技術管理係作成

令和 3年 3月 8日 技術管理係追加

Q&A 1 備考：R030215 作成

Q 成績評定における工事特性・創意工夫・社会特性等の加点との使い分けについて、どのように考えればいいのか。

A 現場環境改善費の実施内容として計上したものについては、工事特性・創意工夫・社会特性等では考慮しない。

Q&A 2 備考：R030215 作成

Q 「快適なトイレの設置工事」との使い分けについて、どのように考えればいいのか。

A 快適トイレについては「快適なトイレの設置工事」試行要領に基づき費用の計上をするものとし、現場環境改善費の対象としない。

Q&A 3 備考：R030215 作成

Q 農林水産部公共工事のイメージアップ及び富山県認定リサイクル製品のPRのために、木製工事用看板を使用しており、安全費に経費を計上しているが、現場環境改善費との使い分けについてどうすればいいのか。

A 木製工事用看板については「木製工事用看板の使用について(通知)」(農整第5号 平成23年1月14日)によって費用を計上するものとし、現場環境改善費の項目の対象とはしない。

Q&A 4 備考：R030308 追加

Q 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」と、「現場環境改善費における『避暑(熱中症防止)』」の使い分けはどのように考えればいいのか。

A それぞれ、対象としている項目が異なる。

「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」では現場管理費に係る内容について対象としており、主に作業員個人に対する対策費である。

具体例：塩飴、経口補水液等効果的な飲用水、空調服、熱中症対策キット 等

「現場環境改善費『避暑(熱中症防止)』」では共通仮設費に係る内容について対象としており、現場の施設や設備に対する熱中症対策費である。

具体例：日よけテント、遮光ネット、大型扇風機、ミストファン 等

上記を参考に現場環境改善費の実施する内容については共通仮設費に係る内容について実施する。

Q & A 5

備考：R030308 追加

Q 「計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容以上選択し、合計で5つの内容を実施する」とあるが、実施する内容が4つ以下や6つ以上となった場合の対応はどうすればいいか。

A 実施した内容が4つ以下、もしくは5つ以上だが計上項目のうち未実施のものがある場合は現場環境改善費を計上する条件を未達成とし、変更設計で減額とする。

計上項目ごとに1内容以上で、5つを超える内容を実施した場合でも、共通仮設費に計上される金額は5つ達成の場合と同様とする。

	実施する内容の数の例			
仮設備関係	1	1	1	1
営繕関係	1	1	<u>0</u>	2
安全関係	1	1	2	1
地域連携	2	1	2	2
計	5	<u>4</u>	5	6
現場環境改善費	対象	対象外	対象外	対象

Q & A 6

備考：R030308 追加

Q 「受注者は工事の完成時に実施状況写真を提出すること」とあるが、工事完成時の提出では条件を未達成であった場合に変更契約ができない。どうすればいいか。

A 施工計画書において実施予定の内容について、変更や中止となった場合は速やかに協議を行い、未達成とする場合は変更契約の対象としてください。また、監督業務の際に実施状況について確認するなど実施状況の把握に努めてください。